

保育所等利用説明会

令和2年10月

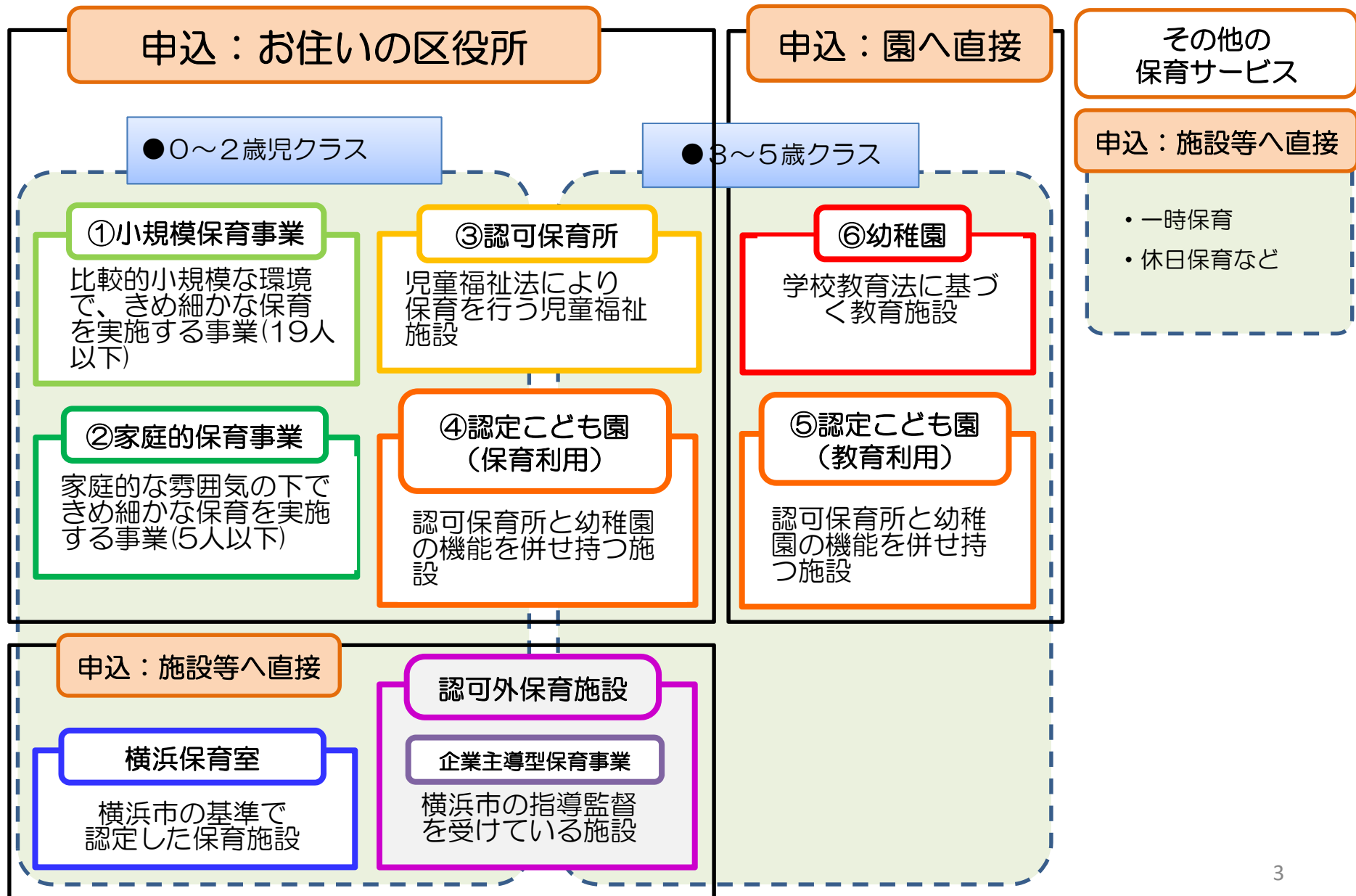
戸塚区こども家庭支援課

本日の説明内容

- 1 利用できる保育所等
- 2 利用申請の手続き
- 3 利用調整について
- 4 よくあるQ&A

1 利用できる保育所等

【利用案内P3】



2 利用申請の手続き

【利用案内P9】

1 申込日程

◎ 郵送受付 《一次申請》

1 1月2日(月)消印有効

※出生前申請は11/16(月)までに仮申請 ⇒直接、窓口

※不足書類のみは、11/30(月)消印有効

2 結果通知発送日程 《一次申請》

令和3年1月27日(水)

3 《二次申請》 1月4日(月)～2月10日(水) 必着

※一次申請で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象です。

《二次申請》 3月10日(水)結果通知発送

3 利用調整について

【利用案内P21、22、23】

- 希望者が、保育所等の受入可能人数を上回った場合は、「利用調整基準」に基づき優先順位をつけ、調整を行います。
- 利用調整基準により、ランク（A～Iランク）を判定し、利用調整の優先順位を決定します。
- 複数の児童が同一ランクで並んだ場合「調整指数一覧表」に基づき調整指数の高い順に優先順位を決定します。
- 複数の施設で、受入可能順位に該当する場合、希望順位の高い施設で利用決定します。

3-2 利用調整の例①

【〇〇保育所】

(受入数 3)

1 戸塚さん A3①

2 栄さん A2①

3 泉さん A0②

4 横浜さん B2①

5 鶴見さん H0③

【△△保育所】

(受入数 3)

1 ~~戸塚さん A3②~~

2 西さん A0①

3 南さん A0①

4 金沢さん B0①

5 旭さん C0①

6 鶴見さん H0②

【□□保育所】

(受入数 3)

1 ~~戸塚さん A3③~~

2 横浜さん B2②

3 緑さん C0①

4 青葉さん D0①

5 鶴見さん H0①

※丸カコミ数字は、園の希望順位

※園ごとのランクの優先順位により、入所が決定します。

3-3 利用調整の例②

【利用案内P22】

ランクの引き上げの例

- ア 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児
- イ すでにきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合

アの場合：「利用調整基準」におけるランクを1ランク引き上げます。(例) B→A A→AA

イの場合：きょうだいが利用している施設・事業に対してのみアと同様の引き上げをします。

※さらにアの場合は+5、イの場合は+4の調整指数が加算されます。

3-4 利用調整の例③

【利用案内P23】

ランク・調整指数が並んだ場合

まず、保育が必要な保護者の状況で判定します。

＜類型間の優先順位＞

- ①災害
- ②疾病・障害
- ③居宅外労働
- ④介護
- ⑤ひとり親等
- ⑥居宅内労働
- ⑦居宅外・内労働(内定)
- ⑧就学等
- ⑨出産
- ⑩求職中

保護者の状況も同じ場合は、次の順になります。

- ・ 養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯
- ・ 経済的状況(合計所得金額)が低い世帯 ※低い世帯を優先

4 よくある質問

Q 1 戸塚区以外の保育施設・事業も申込み
できますか？

A 1

横浜市内の保育施設・事業については、戸塚区内の施設等と同様に申込みことができます。

市外の施設等も同時に申込みことができますが、自治体によって、締切日、必要書類、利用調整の基準が異なりますので当該自治体にご確認の上、遅くとも当該自治体の申込締切日の一週間前に申請してください。

Q2 申し込む保育所等の数によって入りやすさは変わりますか？

A2

保育所によって空きがある場合がありますので、申込数を多くした方が入所できる可能性が広がります。

なお、第9希望以上は別紙（任意用紙でも可）により記入していただくこともできますが、希望順位を間違えないようにご注意ください。

また、お申込みにあたっては必ず通園が可能な園をご記入ください。

Q3 空きのない(受入予定人数が0人の)
保育所等も申請できますか？

A3

配布資料の「R3.4.1 戸塚区内保育所等受入予定人数」の表はR2年10月現在の予定数です。

在園児の退園等があった場合等、受入数が変動する可能性がありますので、利用の希望があれば、受入予定人数が0人であっても、申請してください。

Q4 保育所等の利用料（保育料）はどのように決まりますか？

A4

【利用案内P27】

利用料(保育料)は、世帯にかかる市民税額、支給認定区分、保育必要量等に基づき決定します。

Q5 保育必要量※（保育標準時間と保育短時間）にそれぞれ定員枠がありますか？

A5

定員枠の分けはありません。

※保育必要量は… 【利用案内P7】

「保育標準時間(1日11時間まで)」と「保育短時間(1日8時間まで)」に区分され、保育を必要とする事由によって、保育必要量が決められます。

(例) 月120時間以上働いている場合 ⇒ 標準時間(1日11時間まで)
月64時間以上働いている場合 ⇒ 短時間(1日8時間まで)

Q6 幼児教育・保育無償化の対象になりますか？

A6

【利用案内P24】

令和元年10月から、保育所等を利用する2号認定（3～5歳児クラス）と3号認定（0～2歳児クラス）で市民税非課税世帯は利用料が無料となります。

ただし、無償化に伴い、これまで利用料に含まれていた2号認定（3～5歳児）の副食費（おかず・おやつ等）やその他（行事費等の）実費負担等がかかりますので、あらかじめ保育所等に確認してください。

【利用案内P2】

- ※年収360万円未満相当世帯と第3子以降は副食費が免除されます。
- ※3号認定の（0～2歳児）の副食費は利用料に含まれています。

問合せ先など

<書類の書き方>

- 専用ダイヤル（横浜市共通）

TEL 045-664-2607

※午前8時から午後8時まで受付（土日祝含む）

令和3年1月26日（火）まで（12.29～1.3は除く）

<個別のご相談等>

- 戸塚区役所こども家庭支援課

TEL 045-866-8467

※午前8時45分から午後5時15分まで受付（平日）

※窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分まで

※土曜開庁日であっても、保育業務は対応しておりません。

<各園の保育内容・方針等>

- 各保育施設